

白浜町障害者活躍推進計画

期間名	白浜町
任命権者	白浜町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
白浜町における障害者雇用に関する課題	本町における雇用の状況については、令和5年度において、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成することができた。しかしながら、令和6年度においては新たに障害のある職員を1名採用したものの、在職していた職員の退職があったことから、結果として法定雇用率を下回る状況となっている。 障害のある職員の採用の適正実施にむけて、障害のある職員が安定して働き続けられる職場環境の整備や、職務内容・配置における適切な配慮、職場全体の理解促進などに努め、計画的かつ継続的に障害ある職員の採用を行うとともに、障害のある職員が能力を発揮し、長く安心して働き続けられる職場づくりを進めることで、安定的に法定雇用率を達成することを目指す。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 令和12年3月31日時点 3.0%以上 参考：令和6年6月1日時点の実雇用率2.21% （評価方法）毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年、人事記録を元に把握・進捗管理
③ 満足度、ワークエンゲージメントに関する目標	【ワークエンゲージメント】 前年度に実施したアンケート調査結果に基づき対応策を検討する。
④ キャリア形成に関する目標	【障害のある人が担当する職務の拡大】 障害のある職員の活躍につながる職務の選定・創出を検討する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	【組織面】 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害のある職員の相談窓口は、総務課人事係が担当する。 ○紀南障害者就業・生活支援センターと連携し、本計画の推進にむけた情報共有を図る。 【人材面】 ○労働局が開催する各種障害者雇用等に関する講座・研修会について

	職員の受講を積極的に推進する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○職務整理表や組織内アンケート等を活用し、職務の選定・創出の検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、定期的な面談などを通じて、障害者のある職員が必要とする配慮等の有無を把握することとし、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう務める。 ○障害者のある人を対象とした選考試験による採用を行う場合は、職場実習を積極的に活用する。 ○職員採用試験は、受験する者からの要望や障害の特性を踏まえ、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を参考に、公平かつ過度な負担にならない範囲で選考方法を工夫する。 ○時間単位の年次休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。